

# 下布田小PTA内規

## 第1章 役員選考委員会

- 第1条 役員選考委員会は学年委員会より2名・校外委員会より1名・運営委員会より3名・教職員より1名、計7名をもって構成する。
- 第2条 選考委員長、副委員長は選考委員の互選によって決める。
- 第3条 選考委員会の第1回の招集は、会長が行い、以後選考委員長が召集する。
- 第4条 役員候補者の選考に当たっては、会運営の目的にそって、全委員の意思を反映させると共に、候補者の内諾を得て進める。
- 付則 選考委員の任期は、原則として総会から次年度の総会までの1年間とする。

## 第2章 慶 弔

- 第5条 会員が死亡した時は、弔慰金（5,000円）及び花輪または生花（15,000円相当）を贈る。
- 第6条 在学児童が死亡した時は、弔慰金及び花輪または生花を贈る。（第5条に準拠）
- 第7条 歴代会長または歴代校長が死亡した時は、弔電を打つ。
- 第8条 教職員の異動、退職に際しては、離任任式において花束を贈る。（児童より渡す）
- 第9条 会員以外の慶弔については、必要に応じて役員会で協議決定し、贈ることができる。

## 第3章 会 費

- 第10条 会費は一世帯あたり月300円とする。
- 第11条 兄弟で在籍する場合は、下の児童から支払う。
- 第12条 年度途中の転出の場合、在籍した月の会費まで支払う。
- 第13条 年度途中の転入の場合、転入した月の会費から支払う。

平成19年4月 役員会にて改正  
平成27年3月 役員会にて改正  
平成28年2月 役員会にて改正  
令和4年2月 役員会にて改正